

東かがわ市条例第6号

東かがわ市体育施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月6日

東かがわ市長 五村一郎

東かがわ市体育施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東かがわ市体育施設設置条例の一部を改正する条例（令和5年東かがわ市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1～10 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 東かがわ市体育施設において第10条第4項に該当する者又は団体が使用する場合は、責任者を1名以上常時配置しなければならない。</u></p>	<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1～10 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。